

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額			
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年金所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額			
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額から、 年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉗ 551,000円未満	年間給与所得=0	
㉘ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 - 最高10万円※	
㉙ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	
㉚ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
㉛ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
㉜ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
㉝ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	-10万円	
㉞ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A × 0.6 + 100,000円
㉟ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.7 - 80,000円
㊱ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円	
㊲ 8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
	年間総収入金額 - 1,950,000円	

年間総収入金額から、 年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉘ 110万円を超え 330万円未満	(A) - 110万円 - 最高10万円※		㉘ 60万円を超え 130万円未満	(A) - 60万円 - 最高10万円※
	㉙ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉙ 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	㉚ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉚ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	㉛ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円		㉛ 770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円

年間給与所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間給与所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間所得金額合計 (A)

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

年間年金所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間年金所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

控除額合計 (B)

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

年間所得金額合計 (A) から控除額合計 (B) を差し引いたものをここに記入してください。

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

計算後の月収額

円

この月収額を表面の計算後の月収額の欄に記入してください。

計算後の月収額が次に該当する方が申込みことができます。

- ・ 申込みされるご本人(名義人)の年齢が50歳(※)未満の場合 123,000円以上487,000円以下
 - ・ 上記以外の場合 158,000円以上487,000円以下
- ※申込み日現在の年齢となります。

控除額		
控除	①同居及び扶養親族控除	〔入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 人 = 万円
特別控除	②老人控除対象配偶者控除 ③老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
	④扶養親族控除	25万円 × 人 = 万円
	⑤障がい者控除	27万円 × 人 = 万円
	⑥特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円
	⑦寡婦控除	最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
	⑧ひとり親控除	最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)

※月収額の計算方法については「入居申込みのご案内」7～16ページをご覧ください。